

令和6年9月筑北村議会定例会会議録 第3号

令和6年 9月13日

第 3 号 (9月13日)

○開 議	6
○議事日程の報告	6
○認定第1号の質疑、討論、採決	6
○認定第2号の質疑、討論、採決	7
○認定第3号の質疑、討論、採決	7
○認定第4号の質疑、討論、採決	8
○認定第5号の質疑、討論、採決	8
○認定第6号の質疑、討論、採決	9
○認定第7号の質疑、討論、採決	10
○認定第8号の質疑、討論、採決	10
○認定第9号の質疑、討論、採決	11
○認定第10号の質疑、討論、採決	11
○認定第11号の質疑、討論、採決	12
○議案第50号の質疑、討論、採決	12
○議案第51号の質疑、討論、採決	16
○議案第52号の質疑、討論、採決	16
○議案第53号の質疑、討論、採決	17
○議案第54号の質疑、討論、採決	17
○議案第55号の質疑、討論、採決	18
○議案第56号の質疑、討論、採決	19
○議案第57号の質疑、討論、採決	19
○議案第58号の質疑、討論、採決	20
○議案第59号の質疑、討論、採決	20
○議案第60号の質疑、討論、採決	21
○議案第61号の質疑、討論、採決	21
○議案第62号の質疑、討論、採決	22
○議案第63号の質疑、討論、採決	22
○議案第64号の質疑、討論、採決	23
○請願・陳情の審査報告	24
○陳情第3号の採決	24
○陳情第5号の採決	25
○陳情第6号の採決	25
○陳情第7号の採決	26

○発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 7
○発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 8
○発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 9
○発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 0
○閉会中の継続調査の申し出	3 1
○議員派遣の件	3 1
○村長閉会あいさつ	3 2
○閉 会	3 3
○署 名	3 5

令和6年9月筑北村議会定例会議録

議 事 日 程（第3号）

令和6年9月13日（金）午前9時開議

- | | | |
|--------|----------|---------------------------------|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 令和5年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 令和5年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 令和5年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 令和5年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 令和5年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 令和5年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 令和5年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 令和5年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 令和5年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 令和5年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 令和5年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 12 | 議案第50号 | 令和6年度筑北村一般会計補正予算（第3号） |
| 日程第 13 | 議案第51号 | 令和6年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 14 | 議案第52号 | 令和6年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 15 | 議案第53号 | 令和6年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 16 | 議案第54号 | 令和6年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第 17 | 議案第55号 | 令和6年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第1号） |

- 日程第 18 議案第 56 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 57 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 58 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 22 議案第 60 号 筑北村公告式条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 23 議案第 61 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 24 議案第 62 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例 の一部を改正する条例
- 日程第 25 議案第 63 号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について
- 日程第 26 議案第 64 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 27 社会文教常任委員会に付託した請願・陳情の審査結果の報告
- 日程第 28 陳情第 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情
- 日程第 29 陳情第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出についての陳情書
- 日程第 30 陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書
- 日程第 31 陳情第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情
- 日程第 32 閉会中の継続調査の申し出
- 日程第 33 議員派遣の件
- 日程第 34 発議第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書
- 日程第 35 発議第 6 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書
- 日程第 36 発議第 7 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書
- 日程第 37 発議第 8 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 37 まで議事日程に同じ

出席議員（１２名）

１番	一之瀬 茂 幸 君	２番	窪 寺 務 君
３番	小 山 正 博 君	４番	玉 井 玲 子 君
５番	藤 原 孝 一 君	６番	吉 池 昌 昭 君
７番	宮 下 敏 彦 君	８番	山 田 直 幸 君
９番	櫻 井 新 一 君	１０番	待 井 安 登 君
１１番	勝 田 昇 君	１２番	鎌 田 欣 子 君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	太 田 守 彦 君	副 村 長	欠 員
教 育 長	内 川 雅 信 君	総 務 課 長	久保村 公 雄 君
会 計 管 理 者	高 野 弥寿生 君	企画財政課長	山 田 隆 宣 君
住 民 福 祉 課 長	堀 内 克 美 君	産 業 課 長	宮 坂 英 幸 君
建 設 課 長	花 岡 牧 彦 君	観 光 課 長	中 澤 明 彦 君
教 育 次 長	細 田 雅 義 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	小川原 大 介 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○議長（鎌田欣子議員） 定刻になりました。

ただいまから令和6年筑北村議会9月定例会第3日の会議を開きます。

本日も大変暑くなっておりますので、上着につきましては皆様適宜に脱いだりしてください。お願いします。

開会 午前 9時00分

◎議事日程の報告

○議長（鎌田欣子議員） 議事日程により、会議を進めます。

◎認定第1号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第1、日程第1、認定第1号 令和5年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第1号 令和5年度筑北村一般会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第2、認定第2号 令和5年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第2号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第2号 令和5年度筑北村バス事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第3号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第3、認定第3号 令和5年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第3号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第3号 令和5年度筑北村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第4号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第4、認定第4号 令和5年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第4号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第4号 令和5年度筑北村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第5号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第5、認定第5号 令和5年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第5号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第5号 令和5年度筑北村介護保険特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第6号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第6、認定第6号 令和5年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第6号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第6号 令和5年度筑北村とくら温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第7号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第7、認定第7号 令和5年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第7号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第7号 令和5年度筑北村差切峡温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第8号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第8、認定第8号 令和5年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第8号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第8号 令和5年度筑北村冠着温泉施設特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第9号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第9、認定第9号 令和5年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第9号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第9号 令和5年度筑北村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第10号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第10、認定第10号 令和5年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 10 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第 10 号 令和 5 年度筑北村集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎認定第11号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 11、認定第 11 号 令和 5 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより認定第 11 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、認定第 11 号 令和 5 年度筑北村合併浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については、原案のとおり認定されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 12、議案第 50 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 吉池です。17 ページの財産管理費の工事請負費について、お聞きします。これは向原の公園の池を何かするというこらしいんですけど、陳情を見ると公園内の池へ防火水槽を設置を要望するということで、公園内への設置調査を含め、区と協議を踏まえながら補助金を活用して防火水槽も設置を予定しますということで、回答が書いてあるんですけど、池を説明を聞くとしゅんせつをすると、843 万 7,000 円の一般財源で。私は一般財源で 800 万円かけてどうしてしゅんせつをしてまでこういうことをやるのか、池だったら取水を合わせて、水が入らないようにして、池のヒノナリ、池の排水をして、半年ぐらいほっておけば水はなくなると思いますよ。

どうして 800 万円の一般財源をかけてしゅんせつをしなきゃ、しゅんせつをするんだったら、どうせ掘るんだったら、防火水槽なんでつくらない、防火水槽を掘ったところへ型枠組んでつくればいいじゃないですか。ちょっとよく説明してください。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 池の状況を見ていただければわかると思うんですが、ヨシが生えていて、土砂がたまっている状況でございます。そのことによって周辺の環境が非常に悪くなっているということで、今回しゅんせつするものでございます。

防火水槽についてですが、当初予算ではない、池のところへ設置をするということで予算、設計の部分、予算を組んだわけですがけれども、実際、池の位置に防火水槽を設置しても、消防車等部署する場合、非常に道路からも離れているということで、池の位置に防火水槽を設置することは適切ではないと判断いたしております。

区長さん等と話す中で、区要望の中には防火水槽設置というところまで記載されているわけですがけれども、まずは池の環境整備ということでお話を伺ってございます。その中で区の役員の皆さんともお話をする中で、今回しゅんせつの予算を計上させていただきました。

取水を部分を回してといいましても、水はある程度切れるかもしれませんが、実際、土砂がたまっているような状況でございます。環境を整備するためにはしゅんせつが必要だと考えてございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） 説明の中で、残土を持ってきて埋めるということも総務課長は言ったと思います。それだったらこんなしゅんせつしないで、乾いたところで残土の土砂を順次

入れていけば、私はこれは 800 万円かける必要はないと思いますよ。どうしてこれ、環境に配慮してしゅんせつをするというんだけど、これ、水がひければ、そこへ順次工事で余った土砂を入れていけば、自然にそこはきれいな平らになると思います。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 現在、たまっている、ヘドロ化してしまして、非常に軟弱な土砂になってございます。そのためには、また、湧水等も想定されますので、説明のときも申し上げましたけれども、まず土砂を撤去して、湧水処理を行って埋めると。今回の予算の中では、半分程度まで埋めるということで予定をしてございます。

ほかの公園とレベルにするためには、工事残土等、これ土砂等も何でもいいというわけにはいかないと思いますけれども、適切な土を運んで平らな状況にする、更地にするということで予定してございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 6 番、吉池議員。

○6 番（吉池昌昭議員） いくら言っても考えは変わらないようですけど、私は貴重な村民の税金を要望のあったのは防火水槽と池の環境整備という中で、800 万円をかけて土砂を出して、防火水槽もつくらないで、800 万円をかけるというのは私はちょっと納得できません。再検討をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） 総務課長。

○総務課長（久保村公雄） 先ほども申し上げたとおり、当初予算で、その時点、その場所へ防火水槽をつくるということで設計にかかる予算を計上したことについては反省申し上げますが、池の位置ですと消防車等部署するのに非常に遠くなるので、いい位置ではないということでございます。もし防火水槽をつくるのであれば、公園の南側に、昔、公園といいますか、広場がありますので、そういったところのほうが消防車の部署等考えますと、適切と考えますので、区要望の中で、池の環境整備、防火水槽ということであったわけですが、まず池の環境整備を対応するというところでございます。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに質問ありませんか。

11 番、勝田議員。

○11 番（勝田 昇議員） お話がありました向原区に私も住んでいる都合で、私は向原に引っ

越してから 12 年、その前から失礼ですけれども、役場のほうに私、この問題を解決してほしいと。最近私も区の役員等させていただく中で、あそこは今、総務課長が言われるように、アシも茂っておりますし、私が感じて、ことしの防火訓練のときも、あそこが集合場所になっているようなので、私が草刈りをしたり、皆さんが集まってもけがないように整備をしました。

そのときにもアシがどうしてもということがありました。それとどうしてそういう工事をしたかという、私も役場にご迷惑をかけないように直接聞きにきたことはないんですけれども、あそこは聞く話によりますと、その先人たちに聞きますと、水がどこかからわいてくると。その処理に困ると。それと最初のころ、先人は防火水槽という形の中で、村に要望等を行ってきたという経緯があると。

ただ、先般も向原で申しわけない火事がありました。1 人の方が亡くなられたということもありまして、特にあそこで取水をすることが消防署ができないんですね。それで水圧も低いというような形の防火槽のあれもありますし、とりあえず夏になりますと本当に蚊が非常にわいたり、せっかくあそこを公園として向原の公園として、いう名前で皆さんが集う場所にしてつくってあったはずなんですけれども、そういうような状況がありまして、とにかくあそこを一度きれいにしてほしいと、そういう要望の結果、役場のほうで今のお話のような結論になったと。

私ども費用が高い安いの評価は二の次で、まず住民の安全と安心の地区づくりという形の中で要望してきたのが事実でございますので、その辺のところを深くお酌み取りのほど、ご審議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田欣子議員） ほかに何か質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 50 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 50 号 令和 6 年度筑北村一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 13、議案第 51 号 令和 6 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 51 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 51 号 令和 6 年度筑北村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 14、議案第 52 号 令和 6 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 52 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 52 号 令和 6 年度筑北村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 15、議案第 53 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 53 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 53 号 令和 6 年度筑北村介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 16、議案第 54 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 54 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 54 号 令和 6 年度筑北村とくら温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 17、議案第 55 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 55 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 55 号 令和 6 年度筑北村差切峡温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 18、議案第 56 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 56 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 56 号 令和 6 年度筑北村冠着温泉施設特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 19、議案第 57 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 57 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 57 号 令和 6 年度筑北村簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原

案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 20、議案第 58 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 58 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 58 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 21、議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 59 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）は、
原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 22、議案第 60 号 筑北村公告式条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 60 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 60 号 筑北村公告式条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 23、議案第 61 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 61 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 61 号 筑北村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 24、議案第 62 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 62 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 62 号 筑北村公営住宅等管理及び整備基準に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 25、議案第 63 号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 63 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 63 号 松本広域連合の消防費負担金算定基準の変更及び松本広域連合規約の変更について、原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 26、議案第 64 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決します。本案について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（鎌田欣子議員） 全員挙手。

したがって、議案第 64 号 長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の審査報告

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第 27、社会文教常任委員会に付託した陳情の審査結果の報告を求めます。

山田社会文教常任委員長。

○社会文教常任委員長（山田直幸議員） それでは、社会文教常任委員会に付託されました請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第 95 条及び第 94 条第 1 項の規定により、報告させていただきます。

陳情第 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情、こちらにつきましては採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第 5 号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出についての陳情書、こちらについても採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第 6 号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書、こちらにつきましても採択と決定いたしました。

続きまして、陳情第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情、こちらに関しましても採択と決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（鎌田欣子議員） 委員長報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

◎陳情第 3 号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第 28、陳情第 3 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情についてを採決します。この陳情に対する委員長の結果は採択です。

この陳情は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第3号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める陳情については、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

◎陳情第5号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第29、陳情第5号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出についての陳情書についてを採決します。この陳情書に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第5号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書の提出についての陳情書については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎陳情第6号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第30、陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書についてを採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める陳情書については、委員長報告のとおり採択とすることに決

定しました。

◎陳情第 7 号の採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、日程第 31、陳情第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情について採決します。この陳情に対する委員長の報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第 7 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める陳情については、委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま採択となりました陳情に関する意見書の案件が提出されました。これから日程を追加し、直ちに議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、これらを日程に追加し議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩といたします。10 分間の休憩としますので、この時計で 9 時 50 分。

休憩 午前 9 時 4 3 分

再開 午前 9 時 5 0 分

○議長（鎌田欣子議員） 休憩前に引き続き、会議を行います。

先ほどの議事日程の中で、私の発言に間違いがございましたので、ここで訂正を申し上げます。

日程第 19、議案第 57 号から日程第 21、議案第 59 号までの、私の発言に「特別会計」と申し上げたのは誤りでございますので、正しくは議案第 57 号 令和 6 年度筑北村簡易水道

事業会計補正予算（第２号）、議案第 58 号 令和 6 年度筑北村集落排水事業会計補正予算（第 2 号）、議案第 59 号 令和 6 年度筑北村合併浄化槽事業会計補正予算（第 2 号）でありますので、訂正をお願いいたします。大変失礼いたしました。

それでは、追加の議事日程はお手元にお配りしたとおりでございます。

◎発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 追加日程第 1、発議第 5 号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

1 番、一之瀬議員。

○1 番（一之瀬幸幸議員） それでは、趣旨説明を行います。

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書。

1999 年には、女性差別撤廃条約の実効性を強化し、女性が抱える問題を解決するため、選択議定書を国連総会で決議、採択し、現在 115 カ国が批准しています。しかし日本政府は、いまだ批准に至っていません。

選択議定書は、国連女性差別撤廃委員会による個人通報制度と調査制度を認めており、議定書を批准することによって締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されます。国際的な人権基準に基づき、女性の人権侵害の救済や性別による不平等をなくすための効力が強まることが期待されるため、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いいたします。

○議長（鎌田欣子議員） 9 番、櫻井議員。

○9 番（櫻井新一議員） 9 番、櫻井です。ただいまの提出者の意見に賛同いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第5号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第5号 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、追加日程第2、発議第6号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書。

無実であるにもかかわらず有罪とされる、いわゆるえん罪については、刑事訴訟法に基づく裁判のやり直しにより救済が図られておりますが、再審手続きの進め方については法令において詳細に定められていないため、裁判所の広範な裁量にゆだねられており、再審手続きが長期化するなど、審理の適正さ及び公平性が損なわれかねない状況となっております。

そこで刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 10番、待井議員。

○10番（待井安登議員） 10番、待井です。ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第6号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第6号 刑事訴訟法の改正によるえん罪被害者の速やかな救済を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、追加日程第3、発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

10番、待井議員。

○10番（待井安登議員） 趣旨説明を申し上げます。

政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書。

現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの医療崩壊、介護崩壊を人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を実行する必要があるため、政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充し、すべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第7号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第7号 政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鎌田欣子議員） 続きまして、追加日程第4、発議第8号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を議題といたします。提出者の趣旨説明を求めます。

1番、一之瀬議員。

○1番（一之瀬茂幸議員） それでは、提出者の趣旨説明を申し上げます。

公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反しています。同じ収入、世帯構成の家族が加入する保険が違っただけで保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平、公正という点からも欠かせないものであるため、国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書を提出するものです。

皆様のご理解、ご賛同をお願いします。

○議長（鎌田欣子議員） 9番、櫻井議員。

○9番（櫻井新一議員） ただいまの提出者の意見に賛成いたします。

○議長（鎌田欣子議員） これから質疑を行います。質疑のある方の発言を求めます。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 討論なしと認めます。

これから発議第 8 号を採決します。本案について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 8 号 国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出

○議長（鎌田欣子議員） 日程第 32、委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定により、お手元に配付したとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長（鎌田欣子議員） 続いて、日程第 33、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり派遣いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件のとおり派遣することに決定しました。

なお緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定しますので、ご了承ください。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

◎村長閉会あいさつ

○議長（鎌田欣子議員） ここで村長より、あいさつがあります。

太田村長。

○村長（太田守彦） 閉会に当たり、ごあいさつを申し上げます。

上程しました議案につきまして、ご承認いただき誠にありがとうございます。補正予算でお認めいただいた事業は、速やかなる執行に努めてまいります。

また、令和5年度の各会計における決算認定においては、慎重なるご審議をいただきました。大変ご苦労さまでございました。

一般会計における歳出決算額の推移について見ますと、令和3年度が約48億4,000万円でした。令和4年度は約52億5,000万円と大幅に伸び、令和5年度は約53億2,000万円となりました。人口減少が続いている中で、村の事業がこれだけ伸びているのは、スマートインターチェンジや大門送水管布設といった大型の建設事業が続いたこと、新型コロナウイルス感染症対策としての予防事業、各種の経済対策事業を行ってきたことなどが挙げられます。

一方、実質公債費比率で見ますと、令和3年度の3.7%から令和4年度は2.9%となり、さらに令和5年は2.6%と0.3ポイント改善いたしました。このことからさまざまな事業を着実にこなしつつも、各種の交付金や補助金を有効活用し、また、合併特例債や過疎債など、有利な起債を使って村の発展と財政健全化等を図ることができたと感じております。

村財政については、監査委員様から一定の評価をいただいております。しかし滞納整理など税の徴収に対する公平性、あるいは赤字経営の続く温泉施設の運営等、ご指摘事項については各課において確実に取り組んでまいります。

続きまして、熊の出没がことしも相次ぎ、人身被害が近隣でも報告されております。きのこのシーズンを迎え、山へ入る機会がふえます。熊対策にご注意の上、安全にきのこ狩りを楽しんでいただくようお願い申し上げます。

きのこについては、ことしは地元産マツタケへの期待が高く、西条温泉とくらにも村内外

から問い合わせが来ているようでございます。入荷量が見込めないため、ことしのマツタケ会席は宿泊客のプレミアムコースとして提供するようであります。入荷次第では宴会でも提供したいと聞いておりますので、豊作であることを期待いたします。

続いて、今後の行事やイベント関係について申し上げます。9月28日土曜日ですが、しなの鉄道の観光列車「ろくもん」が篠ノ井線に乗り入れ、塩尻駅まで運行されます。14時過ぎに西条駅に到着し、15分ほど停車いたします。短時間ですが、村では歓迎イベントを予定しております。

鉄道関係でいいますと、10月27日日曜日ですが、「JR駅からハイキング」、こちらは廃線敷を歩くコースとなっています。多くの方に整備されたコースを楽しんでいただければと思っております。

続いて、10月6日でございます。午前中はサッカー場にてスポーツフェスティバル、午後はスマートインターチェンジ開通記念の小学生サッカー教室が開かれます。両イベントとも各課の協力を得て成功させたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、翌10月12日土曜日ですが、とくら感謝祭、11月3日は商工祭が予定されているところであります。また、昨年初めて開催した銀座NAGANOでの筑北村デーですが、ことしは11月15、16日の両日を割り当ていただきました。ことしは銀座NAGANO10周年を迎え、7月から10月下旬までリニューアル工事が行われています。オープン直後のため、銀座NAGANOには相当の来場が見込まれます。村のPRに努めてまいります。

結びになりますが、衆議院の解散総選挙の可能性も高まっておりますが、議員各位におかれましては健康管理に注意され、議員活動や地域の活動に一層ご活躍いただきますようお願い申し上げます。閉会のあいさつといたします。大変ご苦労さまでした。

○議長（鎌田欣子議員） お諮りいたします。これで本定例会は閉会としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（鎌田欣子議員） 異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○議長（鎌田欣子議員） それでは、本日の会議を閉じ、令和6年筑北村議会9月定例会を閉

会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午前10時11分

地方自治法第123条の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 鎌 田 欣 子

署 名 議 員 小 山 正 博

署 名 議 員 玉 井 玲 子